



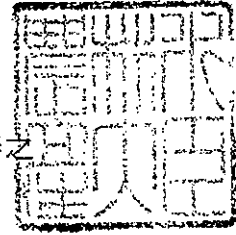
16消安第2314号

平成16年7月2日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 亀井 善之



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 1000℃以上で焼却処理をした肉骨粉の焼却灰及び炭化物を肥料として利用すること。
- 2 133℃以上、3気圧以上及び20分以上の条件で処理をした蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかすを肥料として利用すること。